

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 館林税務署原処分取消請求事件(第1事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 館林税務署原処分取消請求事件(第2事件)、平成●●年(〇〇)第●●号 館林税務署原処分取消請求事件(第3事件)

国側当事者・国(館林税務署長)

平成24年2月8日却下・棄却・控訴

判 決

第1事件原告 甲
(以下「原告甲」という。)

第2事件原告 乙
(以下「原告乙」という。)

第3事件原告 丙
(以下「原告丙」という。)

各事件被告 国
同代表者法務大臣 小川 敏夫
処分行政庁 館林税務署長
門澤 武男
被告指定代理人 森 寿明
ほか別紙1 指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件各訴えのうち、金銭の支払を求めるもの以外の各請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 本件各訴えのその余の部分に係る各事件原告の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は各事件原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 館林税務署長が平成22年2月9日付けでした原告甲の相続税に係る決定処分のうち納付すべき税額808万8225円を超える部分及び無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 2 館林税務署長が平成22年2月9日付けでした原告乙の相続税に係る決定処分のうち納付すべき税額808万8225円を超える部分及び無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 3 館林税務署長が平成22年2月24日付けでした原告丙の相続税に係る決定処分及び無申告加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 4 館林税務署長が平成22年4月28日付けでした次の(1)ないし(3)の各差押処分を取り消す。
 - (1) 原告甲が有する別紙2 差押債権一覧表中順号①ないし③記載の各債権に対する各差押処分のうち、原告甲が納付すべき税額808万8225円を超える部分
 - (2) 原告乙が有する別紙2 差押債権一覧表中順号④ないし⑥記載の各債権に対する各差押処分のうち、原告乙が納付すべき税額808万8225円を超える部分

- (3) 原告丙が有する別紙2 差押債権一覧表中順号⑦ないし⑨記載の各債権に対する各差押処分
- 5 (1) 各事件被告（以下「被告」という。）は、原告丙に対し、5007万7400円を支払え。
- (2) 被告は、原告甲に対し、808万8225円を支払え。
- (3) 被告は、原告乙に対し、808万8225円を支払え。

第2 事案の概要等

本件は、丁（以下「亡丁」という。）が平成19年7月18日に死亡したことによって開始した相続（以下「本件相続」という。）により財産を取得した各事件原告（以下「原告ら」という。）が、相続税の申告書を提出しなかったため、館林税務署長から、原告らに係る相続税の税額等を決定する処分（以下「本件各決定処分」といい、それぞれの原告についてのものを「本件甲決定処分」のようにいう。）及び無申告加算税を賦課する処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、それぞれの原告についてのものを「本件甲賦課決定処分」のようにいう。）また、本件各決定処分と本件各賦課決定処分とを総称して「本件各決定処分等」といい、それぞれの原告についてのものを「本件甲決定処分等」のようにいう。）を受け、さらに、滞納処分を受けたところ、本件各決定処分等は弁護士によって相続財産が横領されたという事情等を考慮しないでされたなどと主張して、本件各決定処分等及び滞納処分としてされた原告らの有する預金に係る債権に対する差押えの処分（以下「本件各差押処分」という。）の各取消し（ただし、原告甲及び原告乙については、前記第1の1、2並びに4(1)及び(2)の限度。以下同じ。）を求めるとともに、被告に対し、第1の請求5項のとおり過誤納金の返還を求めている事案である（なお、原告らは、その主張するところ沿っての請求の拡張はしなかった。）。

1 関係法令の定め

別紙3「関係法令の定め」に記載したとおりである（なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。）。

2 前提となる事実（証拠等の掲記のない事実は、当事者間に争いがないか、当裁判所に顕著な事実である。）

(1) 当事者等

原告丙は、亡丁の妻である。

原告甲及び原告乙は、平成12年3月15日に婚姻の届出をした夫婦であり、平成16年8月5日、東京都中央区長に対し、亡丁及び原告丙を養親とする縁組の届出をした（甲1、弁論の全趣旨）。

(2) 亡丁の死亡

亡丁は、平成19年7月18日、死亡した。

(3) 本件に関連する訴え

ア 原告丙は、平成19年9月27日付けで、戊弁護士（以下「戊弁護士」という。）を訴訟代理人とし、原告甲及び原告乙を被告として、上記(1)記載の縁組が無効であることの確認を求める訴えを、前橋家庭裁判所太田支部に提起した（甲4。以下「養子縁組無効確認訴訟」という。）。前橋家庭裁判所太田支部は、平成20年11月6日、原告丙の請求をいずれも棄却する旨の判決を言い渡し、原告丙は、東京高等裁判所に控訴を提起したが、東京高等裁判所は、平成21年4月15日、控訴を棄却する旨の判決を言い渡し、同年5月1日、前橋家庭裁判所太田支部の上記判決は確定した。（以上、アにつき、甲4ないし6）

イ 原告甲及び原告乙は、平成21年7月13日付けで、原告丙、戊弁護士及び株式会社A銀

行太田中央支店を被告として、東京地方裁判所に訴えを提起した。その請求は多岐にわたるが、①原告丙との関係では、原告乙の相続分を確認することとともに、損害賠償等を求めるというものであり、②戊弁護士との関係では、損害賠償を求めるというものであった(甲8。以下「損害賠償請求訴訟」という。)

ウ 原告乙は、平成22年3月1日付けで、株式会社B銀行ほか4社を被告として、亡丁名義の預貯金等につき原告乙の相続分に相当する金額の金銭の支払を求める訴えを、東京地方裁判所に提起した(甲11。以下「凍結遺産半額支払請求訴訟」という。)

(4) 本件各訴えの提起に至る経緯

ア 本件相続に係る相続税について、館林税務署長は、平成22年2月9日付けで原告甲及び原告乙に対して本件甲決定処分等及び本件乙決定処分等をし、同月24日付けで原告丙に対して本件丙決定処分等をした(甲10)。

イ 本件甲決定処分等及び本件乙決定処分等に係る通知書は、原告甲及び原告乙に対し、平成22年2月10日に送達され、本件丙決定処分等に係る通知書は、原告丙に対し、同月24日に送達された。

ウ 原告らに対する滞納処分の経緯は、別紙4「徴収手続の経緯」に記載のとおりである(なお、同別紙で定める略称等は、以下においても用いることとする。)

エ 原告らは、平成22年5月26日、館林税務署長に対し、本件各決定処分等及び本件各差押処分について、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)をした(甲14、16、弁論の全趣旨)。

オ 上記エの本件異議申立てに対し、館林税務署長は、平成22年7月9日付けで、本件異議申立てをいずれも却下するとの決定(以下「本件異議決定」という。)をした。

カ 原告らは、平成22年8月5日、国税不服審判所長に対し、本件異議決定を不服として、審査請求(以下「本件審査請求」という。)をした。

これに対し、国税不服審判所長は、同年9月28日付けで、本件審査請求をいずれも却下するとの裁決をした。

キ 原告らは、平成23年2月25日、本件各訴えを提起した(当裁判所に顕著な事実)。

3 本件各決定処分等の根拠に関する被告の主張

後記5に掲げるほか、別紙5「本件各決定処分等の根拠」に記載のとおりである。

4 争点

(1) 原告らは適法な不服申立てを経て本件各訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分を提起したといえるか

(2) 本件各訴えのうち本件各差押処分の取消しを求める部分は適法か

(3) 原告らの過誤納金の返還請求は認められるか

5 争点に対する当事者の主張

(1) 争点(1)(原告らは適法な不服申立てを経て本件各訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分を提起したといえるか)について

(原告らの主張の要旨)

ア 本件異議申立ては、本件各決定処分等があったことを知った日の翌日から起算して2か月を超えてされたものであるが、通則法77条3項によれば、不服申立てをしなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内

に不服申立てをすることができるとされ、本件では、以下に述べるとおり、上記「やむを得ない理由」が存する。

イ 本件の経緯

- (ア) 亡丁が生前に入院していた頃、戊弁護士は、原告丙に接近した。そして、戊弁護士は、法律問題を一生世話する旨述べ、平成18年11月に原告丙から1700万円余りを騙取し、平成19年7月18日に亡丁が死亡した後は、原告甲及び原告乙に対し、原告丙に対する連絡は戊弁護士経由でするように連絡して、原告甲及び原告乙を原告丙に近づけないように画策し始めた。
- (イ) 戊弁護士は、遅くとも平成19年8月3日までに、原告丙の自宅金庫にあった預金通帳、有価証券、書状、関係資料及び実印のほか、原告丙の個人財産を全て持ち去り、原告らによる遺産の開示ないし返却の求めにもかかわらず、それを無視し今日に至っている。
- (ウ) 戊弁護士は、平成19年9月27日、原告丙をして、訴訟委任契約を締結させ、原告甲及び原告乙の養子縁組届は偽造であるとして原告甲及び原告乙を被告とする養子縁組無効確認訴訟を提起させた。同訴訟が終了するまでの2年8か月の間、原告甲及び原告乙の養子としての法的地位につき未確定の状態が続き、次に述べるように遺産総額等を承知し得ないこともあり、原告らは、相続税の自主申告をなす法的基盤を失い、長期間にわたり、未申告状態に陥った。すなわち、上記の間、戊弁護士は、原告甲及び原告乙を詐欺、窃盗を働いた犯罪者のごとく誹謗中傷し、裁判官を誤信させ、訴訟詐欺、相続欠格事由のねつ造等を試みた。これを煙幕として、戊弁護士は、相続財産を隠蔽、隠匿及び横領したものであり、その結果、原告らは、相続財産が、いくらあり、どこにどのような形態で存在するかを承知できず、相続の自主申告もなし得ないまま、時間が経過したものである。
- (エ) 養子縁組無効確認訴訟において請求を棄却する判決が平成21年5月に確定した後、原告甲及び原告乙は、同年7月13日付けで、戊弁護士を排除して相続問題を法的に解決するべく、損害賠償請求訴訟に係る訴えを提起し、相続額を知り、自主申告と相続税の支払を可能にする策として進めた。原告甲及び原告乙は、損害賠償請求訴訟において、遺産推定総額を2億8000万円とした上で、平成19年7月24日に原告らの間で合意したところに従い、その50パーセントである1億4000万円を原告乙の相続分とし、その残余を多くても少なくとも原告丙の相続分とし、これ以外に公平な方途がない旨主張していたのであり、この時点で、これ以上、合理的で適正な方途がなく、この方法が、与えられた条件の中で、相続を実現し、相続税を支払う唯一の方法であると認識していた。
- (オ) このような状況下にあった平成21年10月ないし11月頃、関東信越国税局の職員から原告甲に相続税の問題につき問い合わせる電話があり、また、同年12月17日、関東信越国税局のCらが原告甲及び原告乙の自宅を来訪し、国税局の職権による独自の調査結果により、亡丁名義の財産が相当額存在するが、本件相続について自主申告がされていないので、基礎控除のない本税、無申告加算税等を即刻支払わない場合には、延滞税が急増していくと述べていた。これに対し、原告らは、日本人として相続税を支払うのは当然であると認識しているが、戊弁護士による相続財産の隠蔽、隠匿及び横領の結果、相続財産がいくらあり、どこに、どのような形態であるかを承知し得ないため、相続税の自主申告もなし得ず、また、支払能力もない旨述べた。そして、養子縁組無効確認訴訟も戊弁護士の敗訴の結果で終了し、養子の法的地位も確定したので、相続税の障害となっている戊

弁護士を排除して相続を可能にするため、損害賠償請求訴訟に係る訴えを提起しているので、時間的猶予を得たい旨要請したが、Cらは、原告らの話には反応しなかった。原告甲及び原告乙は、第三者による相続財産の横領によって、相続人が相続の自主申告をなし得ず、即座に相続税を支払えないが、訴訟という適正な手段により問題を解決せんとしている中で、税務当局が強制執行により徴税するとすれば、税務当局は通則法を盾に徴税実績を上げるために、第三者の刑法違反の横領を是認し、あるいは、共謀するに等しく、行政機関の営為としては、不公正にして、違法である旨を強調し、告発を含め善処ありたい旨を要請したが、課税庁のもくろみに反するので、Cらは、「税法」「税法」と繰り返し、滞納税全額を即刻支払わないと延滞税が急増する等、と威嚇し、慇懃無礼な上意下達の態度であった。

(カ) 平成22年1月13日、原告丙のD信用金庫の口座から5000万円が現金化されて戊弁護士の事務所に持ち込まれ、相続税の支払に充てるやに装われた。原告甲及び原告乙が調査した結果と原告丙の記憶を合わせると、上記の5000万円の詐欺に至る経緯が明らかになった。そのため、原告甲及び原告乙は、その真相解明のために、各種調査に忙殺された。

(キ) 上記(エ)の損害賠償請求訴訟が進行する中、館林税務署は、本件相続の開始後の長期にわたり、戊弁護士の遺産横領を黙認し、告発もせず、原告らの無申告状態を長期化させ、もって、徴税額の拡大をもくろんでいたが、既に述べたような経過により原告らの動向を知り、無申告状態をこれ以上長期化させることの危険性を排し、可及的速やかに、税務署の計画に従って、徴税するのが合目的であるとの判断の下に、事を急ぎ始め、平成22年2月10日に原告甲及び原告乙に対し、また、同月24日に原告丙に対し、本件各決定処分等に係る通知書を送付してきた。上記通知書は、これまで戊弁護士が隠蔽、隠匿及び横領してきた亡丁名義の預貯金と有価証券の額、態様を明らかにするものであった。原告らは、金策に回ったが、納付すべき金額が過大であった。

(ク) そこで、原告らは、平成22年3月1日、損害賠償請求訴訟における請求のうち、本件相続に係る部分を撤回するとともに、同日、凍結遺産半額支払請求訴訟に係る訴えを提起し、亡丁が金融機関に有していた口座残高の原則として50パーセントを原告乙に支払うべき旨の判決を求めた。上記訴訟は、相続財産の全てを隠蔽、隠匿及び横領している戊弁護士を排除して、相続を実施し、支払うべき税金を支払う唯一合理的にして実効的な方法であり、各金融機関は、裁判所の指示に従い、係数整理、確認作業を進めていた。

(ケ) 他方、原告らが戊弁護士による横領の件や相続税の件について協議していることを知った戊弁護士は、原告丙を、平成22年4月12日以降、同月22日に原告乙と再会しE病院に入院するまでの11日間にわたり、F（有料老人ホーム）に監禁したほか、原告丙の群馬県太田市内の自宅を不法占拠した。

(コ) この間、館林税務署職員は、上記の経緯を完全に無視し、原告らが文書と口頭で何度も自主申告をなし得なかった事由や背景を説明の上、納税のための資金を用意するためもあり、時間的猶予を要請していたにもかかわらず、これらの事実と要請を歯牙にも掛けず、平成22年4月28日、原告丙に係る配偶者控除などを一切認めず、原告らに対し、本件各差押処分による徴税を強行し、同年6月8日までに、理不尽極まりない差押処分が完了した。

(サ) 原告甲及び原告乙は、平成22年4月26日、原告丙を入院先から原告甲及び原告乙の東京都内の自宅に緊急避難させ、原告丙を献身的に支え、原告丙は、徐々に体力・気力を持ち直し、その間、新しい住民票、印鑑登録証明書及び国民健康保険証などを整え、原告らは、同年5月26日、ようやく本件異議申立てができるに至ったものである（なお、これらの事情は、後に(2)の（原告らの主張の要旨）ウに述べる事実によって、被告も自ら実証しているといえる。）。

ウ 上記イの「法を無視する徴税」の経緯を前提にすれば、本件では、原告らが本件各決定処分等について法定の期限内に不服申立てをしなかったことについて、その責めに帰すべからざる人為的障害があるのであり、通則法77条3項にいう「やむを得ない理由があるとき」に該当するといえる。

本件各決定処分等に係る通知書が原告らに送付された平成22年2月より、原告らが館林税務署長に異議申立書を送付し得る法定の2か月の期間前後に、上記イの経緯のとおり、戊弁護士ないし税務当局によってされた、原告ら、特に原告丙に向けた連鎖反应的な不法行為、犯罪行為のために人為的障害が生じたものであった。

上記イのとおり、戊弁護士による相続財産の横領によって、高額化した本税及び無申告加算税を支払う能力がなく、原告らが相続についての自主申告をなし得ない中で、原告丙を最大の被害者として、原告らは連続的に耐え難い人為的障害に見舞われたものであるところ、この客観的事実を無視して、人為的被害に該当しないと断ずることは、通則法77条3項を規定した立法趣旨に反し、また、税務組織の利益を擁護するために、関係法令をし意的に解釈したといわざるを得ないものであり、し意的にして、不公正、不適正、不適法なものである。

そして、原告らは、自己の過失で、このような状況に転落したのではなく、通常期待される程度の注意をもってしてもなお避けることのできない客観的な事由に基因するものであって、戊弁護士と、徴税額極大化のために、戊弁護士の犯罪を奇貨とし、かつ、国法の規定する義務を無視した税務組織の共謀の結果であった。高額な詐欺のほか、監禁、拉致未遂、自宅不法占拠等の身の安全に関わる問題等、原告丙を中心に原告らを連続的に襲った被害は、全て戊弁護士独りか、あるいは、税務署との特別関係を背景とするもので、そのどれ一つをとっても、原告らの責めに帰することができる理由に基因するものはない。

(被告の主張の要旨)

ア 通則法77条1項は、税務署長がした処分に対する異議申立ては、当該処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して2か月以内にしなければならない旨を定めている。

本件甲決定処分等及び本件乙決定処分等に係る通知書は、原告甲及び原告乙に対し平成22年2月10日に送達され、本件丙決定処分等に係る通知書は、原告丙に対し同月24日に送達されたところ、原告らは、同年5月26日、館林税務署長に対して、本件各決定処分等の取消しを求めて、本件異議申立てをしたものであり、本件異議申立ては、法定の異議申立期間である本件各決定処分等に係る通知を受けた日の翌日から起算して2か月を超えてなされたものであることは明らかである。

イ また、通則法77条3項は、天災その他同条1項及び2項の期間内に不服申立てをしなかったことについて、やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算し

て7日以内に不服申立てをすることができる旨を定めているところ、この点につき原告らの主張する事情は、いずれも個人的な事情にすぎず、「やむを得ない理由」があるとは到底認められない。

ウ したがって、本件異議申立ては、法定の異議申立期間を経過した後になされた不適法なものであるから、本件各訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分は、いずれも不服申立前置の要件を充足せず、訴訟要件を欠く不適法なものである。

(2) 争点(2) (本件各訴えのうち本件各差押処分の取消しを求める部分は適法か) について
(原告らの主張の要旨)

ア 館林税務署長と国税不服審判所長は、本件各差押処分が平成22年6月8日までに差押債権の取立てを終了したことにより終結しているとして、本件各差押処分に係る不服申立ては、その利益を欠き不適法であると断じたが、この裁定は、極度に不適正なものである。上記(1) (原告らの主張の要旨) イの経緯のとおり、原告らは、時間的猶予を得たい旨、口頭又は郵便にて館林税務署に繰り返し要請していたのに、館林税務署は、第三者の原告らに対する犯罪行為、横領に目をつぶり、これを是認してでも、より大きな徴税実績を上げることを意図し、原告らの要請を黙殺しつつ、強制措置により、税務署がし意的に決定した差押債権が「ゼロ」になるまで、いわば追剥ぎのごとくむしり取った。しかも、この間、原告らは、拱手傍観していたのではなく、訴えによって、相続問題を解決し、納税義務を果たすべく懸命に努めていたにもかかわらず、館林税務署は、本件各差押処分による取立てを強行し、さらには、大局的見地に立って、より公平・公正な判断をなすと期待された国税不服審判所長までもが、第三者の犯罪行為を是認する館林税務署長の徴税方法に与した。

イ 第三者による原告らの相続財産の横領を是認しつつ、館林税務署が強制的に行った本件各差押処分の取消しを現時点で求めることにつき、次のような個人的・社会的利益があるので、原告らはそれぞれ取消しを求める資格があるものと思料する。

まず、不公正な本件各差押処分は、原告らに無申告加算税を課し、かつ、控除の権利を奪い、結果的に、多大の過誤納金の徴収を強行手段によって強制した。原告らは、この過誤納金の還付を求めるために、本件各差押処分の取消しを求める利益がある。

次いで、強制執行による課税は、原告らの名誉を傷つけるおそれがある。

原告らにとっての、上記のような経済的不利益と社会的不利益をとともに排除するため、本件各差押処分の取消しを求める利益がある。

ウ 被告は、一連の滞納処分手続が適法に終了しているとして、本件各差押処分の取消しを求める訴えに利益がない旨を主張するが、原告丙に対しては、差押調書謄本は適正に送達・交付されていない。

徴収法54条によれば、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付しなければならない旨定められているところ、原告丙は、その種の物を交付されていない。この関係で作成された乙39の送達記録書(平成22年5月13日午後2時17分に館林税務署職員であるGの取扱いにより原告丙に差押調書謄本3通が送達された旨を示すもの)及びこれを前提とする乙40の調査報告書(平成23年8月26日のGからの聴取の内容を記載したもの)は偽造公文書であり、乙39における署名・拇印も原告丙が自らしたものではない。そして、甲36(平成22年5月13日午後2時からの原告ら宅における原告らと館林税務署職員(H及びG)のやり取りの内容を録音したCDロム)には、

上記日時に原告丙が差押調書謄本を受け取って署名・拇印した状況は収録されていない。

しかも、被告が送達・交付をしたとする原告丙に係る差押調書謄本は、平成22年5月13日に原告甲宅で送達・交付をしたとするものではなく、館林税務署が、上記の日の後に、原告丙が東京にいることを知りながら、あえて、群馬県太田市内の原告丙の住所に送付したものである（原告甲が、同市内の原告丙宅の郵便受けに投函されているのを見つけたものを、甲12の1として提出したものである。被告もこれと同様の認識を有していたからこそ、乙39及び乙40の偽造公文書を作成して提出したものである。）。

したがって、原告丙に対する差押調書謄本の送達・交付がされていないことは、徴収法54条に違反するのであり、本件各差押処分は適法にされたとはいえない。

（被告の主張の要旨）

国税滞納処分による差押えの取消しを求める訴えについては、一連の国税滞納処分の執行によって目的を達し、その効果が消滅した場合には、訴えの利益が消滅すると解される。別紙4の「徴収手続の経緯」のとおり、原告らが取消しを求める本件各差押処分は、各債権の取立て及び配当又は差押処分の解除により、本件各差押処分に基づく一連の滞納処分手続がいずれも終了しているのであって、その目的を完了してその効力が消滅したというべきである。そして、本件各差押処分を取り消しても、このことによっては原告らの法的地位には何の変更も生じないのであるから、原告らは、本件各差押処分の取消しを求めることについて法律上の利益を有しないというべきである。

したがって、本件各訴えのうち本件各差押処分の取消しを求める部分は、訴えの利益を欠く不適法なものである。

(3) 争点(3)（原告らの過誤納金の返還請求は認められるか）について

（原告らの主張の要旨）

ア 館林税務署長と関東信越国税局は、戊弁護士が、原告らの相続財産を全て横領し、その結果、原告らが、相続財産がいくらで、どこに、いかなる形態で存在するかを承知し得ず、その結果、相続についての自主申告をなし得ぬ状況に陥っていることを承知していた。そのような状況にあるにもかかわらず、館林税務署と関東信越国税局は、刑事訴訟法239条2項及び国税犯則取締法12条の2の義務に違反して、戊弁護士の横領を黙認し、意図的に告発しないのみならず、戊弁護士にこれを早急に中止し、原告らが相続について早急に自主申告をなし得るよう勧告もしなかった。のみならず、税務署は、この横領を奇貨とし、見て見ぬふりをして、無申告の状態を長引かせ、これを逆用し、原告丙から1億6000万円の配偶者控除の権利を収奪し、さらに、原告らに高額な相続税の支払能力がないにもかかわらず、多額の無申告加算税等を原告らに課した。このように、本件においては、課税庁と弁護士の相互利益のためのゆ着の中で徴税がされたものである。

税務当局は、凍結遺産半額支払請求訴訟において、判決がされる前に、税務署の計画を実行しなければ、全てが水泡に帰すとの懸念からか、本件各差押処分を急いだものである。そして、これは、戊弁護士による相続財産の横領を是認、黙認することを意味するものであり、もし、徴税拡大のために、税務当局が横領を是認、黙認するならば、横領が社会に浸透し、違法行為が事実上跋扈するものであり、認め難い。館林税務署職員は、戊弁護士の遺産横領を見て見ぬふりをして、結果的に原告らの自主申告を同弁護士によって妨げさせ、相続税を極大化し、これを強制手段で徴税することをもくろんだとしか考えられず、税務署職員の戊

弁護士に対する不作為は、法的にも問題であり、刑事訴訟法239条2項、国税犯則取締法12条の2にも違反するものである。そして、原告らは、自らが直面した問題について、通則法のみでは克服し得ないので、凍結遺産半額支払請求訴訟に係る訴えを通じて、裁判所と金融機関の協力を得て、戊弁護士を排除して問題を解決しようとしていたのに、税務当局は、その最中に、原告らが要請した時間的猶予を与えずに、強制執行を強行し、関係機関の善意を水泡に帰させたのみならず、結果的に、戊弁護士による横領を是認、黙認したのである。

しかも、滞納税なるものを強制執行により徴収するに当たり、既に述べたように、原告丙に対して差押調書謄本の送達・交付がされず、この点に関して偽造公文書(乙39)が作成された。

さらに、税務当局は、原告甲及び原告乙には、補正により徴税額を減免し、その代償として、原告丙の高額の配偶者控除、無申告加算税を断念させるべく不公正に取引を持ちかけていた。税務当局が、道徳と法律に違反して、原告らの徴税額を不当に拡大したことは、不適正にして不適法である。

原告らは、日本人として支払うべき相続税は当然支払う考えであるが、前記(1)及び(2)の各(原告らの主張の要旨)に述べたところを含め、違法な手段によって、配偶者控除を認めない本税や無申告加算税等を課し、強制執行によりこれを徴税したことは、不適法であるので、これを過誤納金として、被告は原告らに返還すべきである。

イ 原告らの過誤納金の金額(なお、原告らは、過誤納金の金額として、平成22年4月28日当時の延滞税を含めての滞納税額(乙36ないし38。原告甲及び原告乙につき各2686万1600円、原告丙につき5377万3000円。)に相当するものを主張しているが、請求の拡張はしなかった。次に掲げるものは、主張に係る金額を上記のように改める前において原告らとその請求する金額を算出した根拠として主張していたものである。)

(ア) a 遺産総額 3億9915万7000円

b 基礎控除額

(a) 本来的基礎控除 8000万円

$50,000,000 + 10,000,000 \times 3 \text{名} = 80,000,000$

(b) 館林税務署の決定による基礎控除 800万円のみ

上記を前提にして、過誤納金と本来的課税額の差額を求めると、次のとおりとなる。

(イ) 原告丙 5007万7400円

相続額 $399,157,000 \times 1/2 = 199,578,500$

本来的相続税額 $199,578,500 - (40,000,000 \text{【基礎控除の}1/2\text{】} + 160,000,000 \text{【配偶者控除】}) = -421,500$

本来的課税額 0円

過誤納金 差押全額 50,077,400円 ($41,752,400 \text{【控除のない本税】} + 8,325,000 \text{【無申告加算税】}$)

(ウ) 原告甲及び原告乙 各808万8225円

相続額 $399,157,000 \times 1/4 = 99,789,250$

本来的課税額 $(99,789,250 - 20,000,000 \text{【基礎控除の}1/4\text{】}) \times 30\text{パーセント} - 7,000,000 = 16,936,775\text{円}$

過誤納金 (控除のない本税 + 無申告加算税 - 本来的課税額)

20,876,000+4,149,000-16,936,775=8,088,225

(被告の主張の要旨)

ア 過誤納金は、還付金と異なり、租税実体法上は納付又は徴収の時から国又は地方公共団体がこれを保有する正当な理由のない利得のことで、過納金と誤納金とからなる。過納金は、申告・更正・決定等の租税債務の内容を確定する行為が、当然に無効ではないが、それによって確定された税額が過大であるため、減額更正・減額再更正等がされた場合に、それによって減少した税額のことである。したがって、それは、租税手続法的に見て、納付又は徴収の時には法律上の原因があったが、後に法律上の原因を欠くに至った税額のことである。これに対し、誤納金は、無効な申告・更正・決定等に基づいて納付・徴収された租税、税額の確定前に納付・徴収された租税、確定した税額を超えて納付・徴収された租税などのように、実体法的にも手続法的にも、納付又は徴収の時点から既に法律上の原因を欠いていた税額のことである。したがって、過納金は、減額更正や課税処分の取消しが無い限り、不当利得とはならず、納税者においてその返還を請求することはできないが、誤納金は、最初から法律上の原因を欠く利得であるから、納税者は、国を相手として直ちにその返還請求をすることができるかと解されている。

イ 本件において過誤納金が存在しないことについて

本件においては、本件各決定処分等の後、原告らの相続税額を減少させる減額更正処分がされた事実もないし、本件各決定処分等を取り消した事実も存しないから、原告らの請求のうち、過納金の返還を求める部分については、理由がない。また、原告らの請求のうち、誤納金の返還を求める部分については、本件各決定処分等が無効な処分といえず、同処分に係る租税が法律上の原因を欠いたものでないことは明らかであるから、原告の誤納金を求める請求にも理由がない。

第3 当裁判所の判断

1 争点(1) (原告らは適法な不服申立てを経て本件各訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分を提起したといえるか) について

通則法115条1項は、国税に関する法律に基づく処分(通則法80条2項に規定する処分を除く。)で不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分にあつては異議申立てについての決定を経た後でなければ、これを提起することができない旨規定しているところ、異議申立てについての決定を経たというためには、適法な異議申立てをしたことが必要であると解される(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同30年1月28日第二小法廷判決・民集9巻1号60頁参照)。

そして、通則法77条1項は、不服申立ては、処分があつたことを知った日(処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日)の翌日から起算して2か月以内にしなければならない旨規定しているところ、本件では、本件甲決定処分等及び本件乙決定処分等に係る通知書は、原告甲及び原告乙に対して平成22年2月10日に送達され、本件丙決定処分等に係る通知書は、原告丙に対して同月24日に送達されたが(前記第2・2の前提となる事実(4)イ)、原告らは、同年5月26日、館林税務署長に対して、本件各決定処分等の取消し等を求めて本件異議申立てをした(前記第2・2の前提となる事実(4)エ)ものであり、本件異議申立ては、本件各決定処分等については、法定の不服申立期間である原告らが本件各決定処分等に係る通知書の送達を受けた日の翌日から起算して2か月を超えてされたものであることが明らかである。

もつとも、通則法77条3項は、天災その他所定の期間内に不服申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内に不服申立てをすることができる旨規定しているところ、ここに規定する「やむを得ない理由」とは、その文理に照らし、不服申立てをすることを困難にする事情で、天災地変等による交通途絶など、一般人に不服申立てをすることにつき通常期待される程度の注意をもってしてもなお避けることのできない客観的な事由を意味し、そのような理由があるときとは、不服申立人の単なる主観的な事情が存在することでは足りず、不服申立人が不服申立てをしようとしてもその責めに帰すべからざる事由によりこれをすることが不可能と認められるような客観的な事情が存在することを意味するものと解するのが相当である。

上記に述べたところに照らすと、本件においては、原告らの主張するところ及び全証拠によっても、原告らによる本件各決定処分等についての本件異議申立てが法定の不服申立期間を1か月以上経過してされたことに関し、通則法77条3項にいう「やむを得ない理由があるとき」又は「その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内」にされたときに当たるとは認め難いというほかはない。

したがって、本件異議申立ては、本件各決定処分等については、法定の異議申立期間を経過した後にはされた不適法なものというべきであるから、本件各訴えのうち本件各決定処分等の取消しを求める部分は、不適法なものといわざるを得ない。

2 争点(2) (本件各訴えのうち本件各差押処分の取消しを求める部分は適法か) について

(1) 前記第2・2の前提となる事実(4)ウ及び別紙4「徴収手続の経緯」とおり、本件各差押処分のうち、本件差押処分1、2及び4ないし9については、差押えの対象となった各債権が取立てによって消滅し、更に換価代金等の交付もされた以上、いずれもその効果はなくなっているものといわざるを得ない。また、本件各差押処分のうち、本件差押処分3については、その一部につき取立て等がされ、取立て後の残額の部分につき差押えが解除されて、やはりその効果はなくなっているものといわざるを得ない。

そして、本件において、原告らの主張するところ及び全証拠によっても、原告らに関し、なお本件各差押処分の取消しによって回復すべき法律上の利益が存すると解すべき事情(行政事件訴訟法9条1項)は見いだし難いところである。

したがって、本件各訴えのうち本件各差押処分の取消しを求める部分については、訴えの利益を欠き、不適法なものといわざるを得ない。

(2) この点、原告らは、本件差押処分7ないし9に係る差押調書の謄本が原告丙に交付されていないとして、上記とは異なる主張をするが、徴収法の規定による債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達によって行われ(62条1項)、当該差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずるのであって(同条3項)、徴収職員が債権を差し押さえたときにする差押調書の作成及びその謄本の滞納者への交付(54条)については、上記のような手続で行われた差押えの事績の記録や証明のためにされるものと解され、滞納者に対する差押調書の謄本の交付が差押えの効力の発生の要件に含まれると解すべき根拠は見当たらず、その交付の有無が既に発生した差押えの効力に影響を及ぼすと解すべき根拠も見当たらないのであって、原告らの上記の主張については、上記(1)の判断を左右するものとは解し難い。

3 争点(3) (原告らの過誤納金の返還請求は認められるか) について

原告らの金銭の支払を求める請求は、いわゆる過納金を求めるものか、いわゆる誤納金を求めるものか、その主張するところによっても判然としない。

もっとも、これまでに述べたとおり、本件各訴えのうち、本件各決定処分等及び本件各差押処分の取消しを求める部分については、不適法であって、これらが取り消される余地はないし、また、証拠（甲10）及び弁論の全趣旨によれば、本件各決定処分等の根拠については、別紙5に記載のとおり認めることができるところ、原告らの主張するところ及び全証拠によっても、本件各決定処分等につき重大な瑕疵がある等として無効なものであると認めることもできないから、これらの処分に基づいてされた相続税の徴収が、法律上の原因なくされたものという余地はない。なお、原告らは、原告丙に関し、配偶者に対する相続税額の軽減の適用がされていない旨を問題とする主張をするところ、本件では、相続税法19条の2所定の要件を満たす相続税の申告書の提出がされておらず、上記1に述べたところからすると、そのことについて同条4項のやむを得ない事情があったと認めることはできない。

また、本件全証拠によっても、本件において、本件各決定処分等がされた後、原告らの相続税額を減少させる旨の減額更正処分等がされた事実もうかがわれない。

そうすると、原告らの金銭の支払を求める請求は、いずれも理由がないというべきである。

4 結論

以上の次第であって、本件各訴えのうち、金銭の支払を求めるもの以外の各請求に係る部分は不適法であるからいずれも却下し、その余の部分に係る原告らの請求は理由がないからいずれも棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条及び65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 八木 一洋

裁判官 石村 智

裁判官 藤井 秀樹

(別紙1)

山口克也、田中直樹、楠野康子、松原政博、藤田栄、罇敏朗、馬場栄、笹本裕二、松原英樹、堤健太郎、
小松敬治

別紙2及び別表1・2 省略

(別紙3)

関係法令の定め

1 国税通則法（以下「通則法」という。）77条関係

通則法77条1項は、不服申立て（通則法75条3項及び5項（異議申立て後にする審査請求）の規定による審査請求を除く。）は、処分があったことを知った日（処分に係る通知を受けた場合には、その受けた日）の翌日から起算して2月以内にしなければならない旨を定め、通則法77条3項は、天災その他同条1項及び2項の期間内に不服申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、不服申立ては、これらの規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して7日以内にすることができる旨を定めている。

2 国税徴収法（以下「徴収法」という。）54条関係

徴収法54条は、徴収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が債権（同条2号）等の財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない旨を定めている。

(別紙4)

徴収手続の経緯

1 原告らの財産に対する差押えについて

本件において、館林税務署長は、次の(1)ないし(3)のとおり、館林税務署所属の徴収職員（以下「館林税務署徴収職員」という。）に滞納処分を執行させた（徴収法182条1項）。

(1) 原告甲の財産に対する差押え

館林税務署徴収職員は、平成22年4月28日、原告甲に係る滞納国税を徴収するため、徴収法62条の規定に基づき、原告甲が有する別紙2差押債権一覧表中順号①ないし③記載の各債権をそれぞれ差し押さえた（乙1ないし3。以下、同別紙中順号①記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分1」、同②記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分2」、同③記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分3」という。）。

(2) 原告乙の財産に対する差押え

館林税務署徴収職員は、平成22年4月28日、原告乙に係る滞納国税を徴収するため、徴収法62条の規定に基づき、原告乙が有する別紙2差押債権一覧表中順号④ないし⑥記載の各債権をそれぞれ差し押さえた（乙4ないし6。以下、同別紙中順号④記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分4」、同⑤記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分5」、同⑥記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分6」という。）。

(3) 原告丙の財産に対する差押え

館林税務署徴収職員は、平成22年4月28日、原告丙に係る滞納国税を徴収するため、徴収法62条の規定に基づき、原告丙が有する別紙2差押債権一覧表中順号⑦ないし⑨記載の各債権をそれぞれ差し押さえた（乙7ないし9。以下、同別紙中順号⑦記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分7」、同⑧記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分8」、同⑨記載の債権に対する差押処分を「本件差押処分9」という。）。

2 本件各差押処分後の滞納処分手続について

(1) 本件差押処分1ないし3に基づく一連の滞納処分手続

ア 館林税務署長は、平成22年5月25日、徴収法67条1項に基づき、本件差押処分1に係る債権の全額を取り立て、原告甲の滞納国税に充てた（乙1、10、11）。

イ 館林税務署長は、同月28日、徴収法67条1項に基づき、本件差押処分2に係る債権の全額を取り立て、原告甲の滞納国税に充てた（乙2、12、13）。

ウ 館林税務署長は、同年6月8日、徴収法67条1項に基づき、本件差押処分3に係る債権のうち1494万0988円を取り立て、原告甲の滞納国税に充てるとともに（乙3、14、15）、徴収法79条1項1号に基づき、本件差押処分3に係る一部取立て後の残額の部分につき、差押えを解除した（乙16）。

(2) 本件差押処分4ないし6に基づく一連の滞納処分手続

館林税務署長は、平成22年5月17日、徴収法67条1項に基づき、本件差押処分4ないし6に係る債権の全額を取り立て、原告乙の滞納国税に充てた（乙4ないし6、17ないし22）。

(3) 本件差押処分7ないし9に基づく一連の滞納処分手続

館林税務署長は、平成22年5月17日、徴収法67条1項に基づき、本件差押処分7ないし9に係る債権の全額を取り立て、原告丙の滞納国税に充てた（乙7ないし9、23ないし28）。

以上

(別紙5)

本件各決定処分等の根拠

1 本件各決定処分の根拠

原告らは、亡丁の財産を本件相続により取得した。

被告が本件各訴えにおいて主張する原告らの相続税の課税価格及び納付すべき税額は、別表1「財産明細表」(甲10)及び別表2「税額算出表」に記載のとおりであり、その内訳は、次のとおりである。

なお、相続税の課税価格は、「財産評価基本通達」(昭和39年4月25日付け国税庁長官通達(直資56、直審(資)17)。ただし、平成20年3月14日付け課評2-5による改正前のもの。以下「評価通達」という。)及び毎年各国税局長が定める相続税財産評価基準(以下「評価基準」という。)に基づき評価したものである。

(1) 相続税の課税価格(別表2順号④の「合計額」欄の金額)

4億0715万7000円

上記金額は、相続税法11条の2、13条、15条及び55条の規定により、次のア記載の金額(原告らが本件相続により取得した財産(以下「本件相続財産」という。)の価額の総額)に原告ら各人の法定相続分の割合(別表2順号⑦)を乗じて算出した各人の取得した財産の価額から、イ記載の金額(控除すべき債務等の金額)に原告ら各人の法定相続分の割合(別表2順号⑦)を乗じて算出した各人の債務等の金額をそれぞれ控除した金額(ただし、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの)の合計額である。

ア 本件相続財産の価額の総額(別表1順号52の金額)

4億0946万1840円

上記金額は、原告らが本件相続により取得した財産の価額の総額であり、その内訳は、次のとおりである。

(ア) 土地の価額(別表1順号2の金額)

2189万4152円

上記の金額は、本件相続財産のうち、別表1順号1の宅地である土地の金額である。

なお、当該土地の価額については、評価通達24-7(都市計画道路予定地の区域内にある宅地の評価)により評価することとなり、当該土地は都市計画道路予定地の区域内となる部分が占める割合が30パーセント未満で、かつ、容積率が200パーセントであることから、当該土地の価額は、上記の負担がないものとした場合の価額2257万1291円の100分の97と評価される。

(イ) 家屋・構築物の価額(別表1順号5の金額)

143万8971円

上記の金額は、別表1順号3の家屋の固定資産評価額141万0283円と同順号4の構築物の固定資産評価額2万8688円の合計額である。

(ウ) 有価証券の価額(別表1順号29の金額)

2億5135万5177円

上記の金額は、別表1順号6ないし15及び17ないし27に記載の金額の合計額である。

(エ) 現金・預貯金等の価額(別表1順号49の金額)

1億3477万0540円

上記の金額は、別表1順号30ないし34、36ないし45及び47に記載の金額の合計額である。

(オ) その他の財産の価額 (別表1順号51の金額)

3000円

上記の金額は、別表1順号50の電話加入権を評価通達161の定めにより評価した金額である。

イ 控除すべき債務等の金額 (別表1順号61の金額)

230万3069円

上記イの金額は、相続税法13条及び14条(平成21年法律第13号による改正前のもの)の規定により、原告らが本件相続により取得した財産の価額の総額から控除すべき債務等の金額の合計額であり、その内訳は、次のとおりである。

(ア) 債務の金額 (別表1順号56の金額)

18万4600円

上記の金額は、別表1順号53ないし55記載の金額の合計額である。

(イ) 葬式費用の金額 (別表1順号60の金額)

211万8469円

上記の金額は、別表1順号57ないし59記載の金額の合計額である。

(2) 相続税の総額 (別表2順号⑩の「合計額」欄の金額)

8350万4600円

上記の金額は、相続税法15条ないし17条の各規定により、次のとおり算出したものである。

ア 相続税の課税価格 (別表2順号④の「合計額」欄の金額)

4億0715万7000円

上記の金額は、前記(1)記載の金額である。

イ 遺産に係る基礎控除額 (別表2順号⑤の「合計額」欄の金額)

8000万円

上記の金額は、相続税の課税価格の合計額から控除すべき遺産に係る基礎控除額であり、相続税法15条1項の規定により、5000万円と1000万円に被相続人である亡丁の法定相続人(原告ら)の数である3を乗じて得た3000万円との合計額である。なお、本件甲決定処分等及び本件乙決定処分等に係る各通知書(甲10の1枚目及び2枚目)の「(2)相続税の総額の計算明細」の順号⑦の「遺産に係る基礎控除額」欄の「800万円」は誤記であり、正しくは8000万円である。

ウ 課税遺産総額 (別表2順号⑥の「合計額」欄の金額)

3億2715万7000円

上記の金額は、前記アの金額から前記イの金額を控除した金額である。

なお、本件甲決定処分等及び本件乙決定処分等に係る各通知書(甲10の1枚目及び2枚目)の「(2)相続税の総額の計算明細」の順号⑧の「計算の基礎となる金額(⑤-⑦)」欄の「3億9915万7000円」は誤記であり、正しくは3億2715万7000円である。これは、イに述べたように、遺産に係る基礎控除額が正しくは8000万円であるところ、誤って800万円であると記載したことによるものである。

エ 法定相続分に応ずる各取得金額（別表2順号⑧の各人ごとの欄の金額）

(ア) 原告丙（法定相続分2分の1）	1億6357万8000円
(イ) 原告甲（法定相続分4分の1）	8178万9000円
(ウ) 原告乙（法定相続分4分の1）	8178万9000円

上記(ア)ないし(ウ)の各金額は、相続税法16条の規定により、上記ウで述べた金額を法定相続人（原告ら）が法定相続分に応じて取得したものとした場合におけるその取得金額であり、上記ウの金額に法定相続分をそれぞれ乗じて算出した金額（ただし、「相続税法基本通達」（昭和34年1月28日付け国税庁長官通達（直資10）。ただし、平成20年7月8日付け課資2-10、課審6-9による改正前のもの。以下「基本通達」という。）16-3の取扱いにより、各相続人ごとに1000円未満の端数を切り捨てた後のもの）である。

オ 相続税の総額（別表2順号⑩の「合計額」欄の金額）

8350万4600円

上記の金額は、上記エの各金額に、相続税法16条の規定による税率をそれぞれ乗じて計算した金額（ただし、基本通達16-3の取扱いにより、各相続人ごとに100円未満の端数を切り捨てた後のもの）を合計した金額である。

カ 原告らの相続税額（別表2順号⑫の各人ごとの欄の金額）

(ア) 原告丙	4175万2402円
(イ) 原告甲	2087万6098円
(ウ) 原告乙	2087万6098円

上記(ア)ないし(ウ)の各金額は、相続税法17条の規定により、原告らがそれぞれ取得した財産の課税価格がその課税価格の合計額のうち占める割合（別表2順号⑪の各人ごとの欄の数値）を上記オの各金額に乗じて算出した金額である。

キ 原告らが納付すべき各相続税額（別表2順号⑭の各人ごとの欄の金額）

(ア) 原告丙	4175万2400円
(イ) 原告甲	2087万6000円
(ウ) 原告乙	2087万6000円

上記(ア)ないし(ウ)の各金額は、上記カの(ア)ないし(ウ)の各金額を、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のものである。

2 本件各賦課決定処分の根拠

原告ら各人に課されるべき無申告加算税の額は、本件各決定処分により、原告ら各人が新たに納付すべきこととなった相続税額（通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、通則法66条1項及び2項の規定に基づき次のとおり計算した金額である（別表2順号⑰の各人ごとの欄の金額）。

(1) 原告丙

832万5000円

上記の金額は、通則法66条1項に基づき、本件丙決定処分により原告丙が新たに納付すべきこととなった相続税額4175万円（ただし、通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、100分の15の割合を乗じて計算した金額626万2500円と、通則法66条2項に基づき、無申告加算税対象税額4175万円のうち50万円を超える金額4125万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額206万2500円の合計額である。

(2) 原告甲 414万9000円

上記の金額は、通則法66条1項に基づき、本件甲決定処分により原告甲が新たに納付すべきこととなった相続税額2087万円（ただし、通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てた後のもの）を基礎として、100分の15の割合を乗じて計算した金額313万5000円と、通則法66条2項に基づき、無申告加算税対象税額2087万円のうち50万円を超える金額2037万円に100分の5の割合を乗じて計算した金額101万8500円の合計額である。

(3) 原告乙 414万9000円

上記金額は、前記(2)と同様に算出した金額である。

3 原告丙について配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法19条の2）が適用されないこと

(1) 相続税法の規定

相続税法19条の2第1項は、被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈により財産を取得した場合には、次のアの金額からイの金額を控除した金額をもってその者の納付すべき相続税額とし、アの金額がイの金額以下である場合には、その者の納付すべき相続税額はないものとする旨規定している。

ア 当該配偶者について、同法15条ないし17条及び19条の規定により算出した相続税額

イ 当該相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の総額に、次の(ア)又は(イ)の金額のうちいずれか少ない金額が当該相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額のうち占める割合を乗じて算出した金額

(ア) 当該相続又は遺贈により財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計額に民法900条（法定相続分）の規定による配偶者の相続分を乗じて得た金額に相当する金額（当該金額が1億6000万円に満たない場合には、1億6000万円）

(イ) 当該相続又は遺贈により財産を取得した配偶者に係る相続税の課税価格に相当する金額

相続税法19条の2第3項は、同条1項の規定の適用を受けるためには、相続税の申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）に、同項の規定の適用を受ける旨及びその適用により軽減される金額の計算に関する明細の記載をし、かつ、財産の取得の状況を証する書類等の一定の書類を添付して、当該申告書を提出することを要する旨規定している。

そして、同条4項は、税務署長は、相続税の申告書の提出がなかった場合又は同条3項の記載若しくは財産の取得の状況を証する書類等の一定の書類の添付がない相続税の申告書の提出があった場合においても、その提出がなかったこと又はその記載若しくは添付がなかったことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類等の一定の書類の提出があった場合に限り、同条1項の規定を適用することができる旨規定している。

(2) 原告丙について相続税法19条の2第1項の規定が適用されないこと

ア 上記(1)のとおり、相続税法19条の2第1項に規定する配偶者に対する相続税額の軽減の適用を受けるには、相続税の申告書に当該軽減の適用を受ける旨及びその適用により軽減される金額の計算に関する明細の記載をし、かつ、財産の取得の状況を証する書類等の一定の書類を添付して、相続税の申告書を提出しなければならないところ、館林税務署長は、原告丙から上記の要件を満たした相続税の申告書の提出を受けていない。

イ また、課税庁は、調査を実施した結果、原告らに相続税の納税義務が存することを把握し、原告丙に対して、同調査の結果によると本件相続に係る相続税について相続財産の価額が遺産に係

る基礎控除額（８０００万円）を超えるため申告納税が必要であることを説明した上、相続税の申告手続に係る書類の一式を手交し（乙３２の２枚目）、本件相続に係る相続税の申告書の提出を複数回にわたり求めた。さらに、課税庁の職員は、原告丙に対して、館林税務署長が本件丙決定処分をした場合に相続税額の軽減が受けられない旨説明した上、本件相続に係る相続税の申告書の提出を求めている（乙３５）。

それにもかかわらず、原告丙が当該申告書及び所定の書類を提出しなかったことから、館林税務署長は、原告丙に対して、本件丙決定処分をした。相続税法１９条の２第４項に規定する申告書の提出がなかったことについてやむを得ない事情も存しなかった。

ウ このように、本件においては、相続税法１９条の２第１項に規定する配偶者に対する相続税額の軽減は適用されない。

以上